

ID: 825

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	一時利用地指定の利益相当額徴収(法第53条の8第2項の準用)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 準用規定法第53条の8第2項の規定による。 (一時利用地の指定等に伴う補償等) 第53条の8 2 第53条の5第1項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第5条第7項に掲げる権利を有する者がその指定によつて利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日